

平成28年度 決算に基づく「財政健全化診断比率」

(単位：％)

区 分	健全化判断比率			早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
実 質 赤 字 比 率	該当なし	該当なし	該当なし	15.00	20.00
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	20.00	30.00
実質公債費比率	3.8	2.2	0.6	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	該当なし	該当なし	該当なし	350.0	設定なし
各 公 営 企 業 に お け る 金 不 足 比 率	特 別 会 計			平成28年度	経営健全化 基 準
	国 民 健 康 保 険 病 院 事 業 会 計			該当なし	20.0
	簡易水道事業特別会計			該当なし	
	下水道事業特別会計			該当なし	

* 比率が、早期健全化基準より低いほど、健全度が高いことを意味します。

* 比率が、経営健全化基準より低いほど、健全度が高いことを意味します。

★財政健全化判断比率は、4比率ともに「早期健全化基準」を下回っています。

★資金不足比率は、各公営企業会計ともに「経営健全化基準」を下回っています。

地方公共団体の財政の健全度を示す比率について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公表いたします。

平成21年度以降からは一定基準を超えた場合、財政健全化のための計画を策定し、総務大臣の同意や北海道知事への報告、実施状況の公表などが義務付けられていますので、制度の概要と幌加内町の財政指標を公表します。

幌加内町財政健全化判断 比率・資金不足比率の公表

用語説明と幌加内町の状況

●健全化判断比率

健全化判断比率は次の4つに区分され、1つでも早期健全化基準を超えると、財政の健全化に注意が必要としての早期健全化団体に指定され、財政健全化計画を策定する必要があります。

また、更に財政が悪化し財政健全化基準を超えた場合は企業の倒産と似たような取り扱いになる財政再生団体となり、自由度のない行財政運営をしなければなりません。

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模に対する比率。黒字か赤字かを判断する指標。

☆幌加内町の状況

平成28年度は赤字がないため本比率は算出されませんでした。

②連結実質赤字比率

一般会計等と公営事業会計（特別会計）のすべての会計を連結した実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

☆幌加内町の状況

平成28年度は赤字がないため本比率は算出されませんでした。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金（公営企業会計に対して一般会計等が負担する償還金）や一部事務組合が起こした起償償還金の標準財政規模に対する比率。

自由に使える収入財源を実質的にどのくらいの借金返済財源に充てているかを示すものです。

☆幌加内町の状況

平成28年度は、平成26年度から平成28年度までの3カ年平均により算出され、昨年度より1.6%減の0.6%となりました。

平成21年度から平成25年度まで、町の借金（公債費）を約2億円ずつ繰上償還している効果が現れ、前年比1.6%の減となりました。平成28年度以降においても次世代への財政負担軽減や社会情勢の変化に対応できる町づくりのため、計画的に繰上償還を行う予定です。

④将来負担比率

幌加内町の全会計や一部事務組合などの関係団体が実質的に将来負担すべき負債から負債に對して充当可能な基金や収入を差し引いた残額の標準財政規模に対する比率。

現状把握できる将来の実質的な負債と資産（現金収入見込）の割合です。

☆幌加内町の状況

平成28年度は赤字がないため、本比率は算出されませんでした。

●資金不足比率

各公営企業で最終的に算出される資金不足額を各公営企業の主たる事業収入である料金収入等と比較し、経営状況の深刻度を示します。幌加内町では、国民健康保険病院事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計が対象となります。

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は会計ごとに経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなくてはなりません。

☆幌加内町の状況

平成28年度は、全会計で赤字がないため、本比率は算出されず、健全な状況であるということが出来ます。